

一般社団法人日本泌尿器科学会 サブロゴマークに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本泌尿器科学会（以下「本学会」とする。）のサブロゴマークおよびサブロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(サブロゴマーク)

第2条 本学会のサブロゴマークの形状および色彩は、[別図](#)のとおりとする。

(使用に関する総括)

第3条 サブロゴマークの使用に関しては、広報委員会委員長が総括し、理事会で報告する。

(使用者の対象)

第4条 サブロゴマークを使用することが出来る者は、次のとおりとする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会がサブロゴマークの使用を認めた団体等

(使用範囲)

第5条 サブロゴマークは営利目的に使用してはならず、使用範囲は次のとおりとする。

- (1) 本学会が発行する印刷物および運営する Web サイト
- (2) 本学会が作成する封筒、便せん等の文具類
- (3) 本学会の役員および職員の名刺
- (4) その他、知的財産管理委員長が許可したもの

(使用方法)

第6条 サブロゴマークの使用に際しては、別途、知的財産管理委員会にて定めた「ガイドライン」に従うこと。

(使用許可申請および事務)

第7条 サブロゴマークの著作権は本学会に帰属するため、無断使用は厳禁とする。

- 2 使用を希望する者は[所定の申請書](#)を事前に提出し、知的財産広報委員長の許可を得なければならない。
- 3 第5条(1)、(2)および(3)に該当する場合は、前項の手続きは不要とする。
- 4 使用申請および許可に関する事務は、日本泌尿器科学会事務局知的財産管理委員会事務担当が行う。

(使用許可の取消し等)

第8条 知的財産管理委員長は、サブロゴマークの使用目的または使用方法等が不適当であると認めた場合や、許可を得た者以外の第三者が使用した場合は、使用の許可を取り消し、または使用を中止させることができる。

2 前2項により、使用の許可を取消し、または使用を中止させたことによって損害が生じた場合でも、本学会はその責を負わない。

附 則

この規程は、令和5年4月20日から施行する。